

# 令和2年6月～令和3年5月の支給に係る 児童手当・特例給付 現況届のお知らせ

大 阪 市

あなたが受給中の児童手当について、令和2年6月以降の児童手当の受給資格等を確認するために、同封の「現況届」の提出が必要です。次の事項及び裏面の記入例を参考に記入のうえ、提出してください。児童手当の受給資格について、本市において審査を行います。審査の結果、**継続して受給する場合は通知せずに支給します。**

下記の場合は、審査結果を通知します。

- ①受給資格が消滅する場合や支給金額が変更される場合
- ②受給者・配偶者の所得逆転により、配偶者の方が児童の生計を維持する程度が高いと判断される場合
- ③上記以外に本市が審査結果、その他の通知を必要と判断した場合

**「現況届」が提出されない場合は、令和2年6月分以降（令和2年10月支払い分以降）の手当の支給が停止されます。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなります。**

## 1. 提出書類

- ①**現況届** 裏面の記入例を参考に必要事項を記入してください。
- ②**受給者・配偶者の健康保険証の写し** 現況届の裏面に貼付してください。
- ③申立書等の添付書類 **必要に応じてご提出**ください。
  - ・**年金加入・勤務証明書（現況届の裏面をご確認ください。）**  
次に該当する場合は、年金加入・勤務証明書を提出してください。
    - ・厚生年金に加入しており、〇〇〇国民健康保険組合である場合。（全国土木：記号が71～は除く）  
例）大阪府医師国民健康保険組合、大阪建設国民健康保険組合、近畿税理士国民健康保険組合など
    - ・受給者が公務員で、派遣（出向）されている場合。※健康保険証から加入年金が確認できない場合は、証明書の提出をお願いすることがあります。
  - ・**別居監護申立書**  
別居している児童を監護している受給者は提出が必要です。  
市外別居の児童については、マイナンバーを利用した情報連携により、世帯構成の確認を行います。  
マイナンバーを提供いただけない場合は、住民票の写しをご提出いただく場合があります。
  - ・**児童手当に係る海外留学に関する申立書**  
国外に居住している児童を監護している受給者は提出が必要です  
（申立書の添付書類が外国語で記載されている場合は、その翻訳書も必要です。）  
3年以内の海外留学の場合を除き、海外に居住する児童については、児童手当が支給されません。
  - ・**その他**  
個々の世帯の状況に応じて、別途提出が必要となる場合があります。その場合は後日、区保健福祉センターから連絡します。

## 2. 提出期限と提出方法

提出期限：**令和2年6月1日～令和2年6月末日（必着）**

提出方法：**郵送**、またはお住まいの区の保健福祉センター**児童手当担当窓口へ提出**してください。

**郵送で提出する時は、必ず切手を貼付して下さい。貼付の無い時は、受取らない場合があります。**

## 3. 支払日

期限内に提出された方で、引き続き受給資格がある場合は、6～9月分が令和2年10月5日（月）、10～1月分が令和3年2月5日（金）、2～5月分が令和3年6月7日（月）に支給されます。

※振込指定口座の内容を変更する場合、銀行口座変更届を提出してください。（受給者名義の口座に限る）

## 4. その他

『子どもが生まれた、監護するようになった』等の場合は、額改定請求書の提出が必要です。

（現況届では金額の変更手続きは出来ません。）

また、令和2年4月中旬以降に、額改定請求書を提出された方については、現況届に児童の生年月日等が印字されていない場合がありますので、現況届に朱書きで記入してください。

### ■児童手当の受給資格審査に関する公簿の閲覧について■

現況届の受給資格審査については、同意に基づき大阪市が保有する所得関係公簿等の確認によって行います。大阪市による関係公簿の確認を同意されない方は、審査に必要な関係書類を提出していただくことになります。その際は、お住まいの区の保健福祉センター児童手当担当窓口にて現況届を持参していただき、ご相談ください。

公務員の方で、独立行政法人等への派遣から復職されるなどにより、所属長から児童手当を支給される場合は、本市からの児童手当については受給事由消滅手続き等が必要となりますので、お住まいの区の保健福祉センター児童手当担当窓口へお問い合わせください。

児童が施設に入所している場合や里親等に委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に児童手当が支給されます。児童の養育状況に変更があった場合は、お住まいの区の保健福祉センター児童手当担当窓口へお問い合わせください。

**【記入例及び記入上の注意】**

※印字されている表示内容に誤りがある場合は、**朱書き訂正**をしてください。  
 ※送付の際は、**中央の点線部で切り離して送付**ください。  
 ※健康保険証の写し(受給者・配偶者分)は提出される現況届裏面の貼付欄に貼り付けてください。

(あて先) 大阪市長  
 令和2年度 児童手当・特例給付 現況届 ①

認定番号		提出年月日		年 月 日				
受給者	(フリガナ) 受給者の氏名	性別		生年月日				
	資格の認定に必要な公簿等を閲覧されることに異議ありません							
	住所	日中に連絡のとれる電話番号 ②						
	受給者の令和●年1月1日の所在地が大阪市外である場合は右側に記入してください ③							
給付者	職業又は勤務先(6月1日現在)	④		配偶者	⑤有・無			
	加入している年金の種類 ⑥	1 厚生年金 2 共済組合 3 国民年金 4 加入していない	必要提出書類	1 健康保険証の写し 2 受給者配偶者の所得証明書か個人番号申出書 3 申立書等	被用区分 ⑦			
	受給者の健康保険証(写し)を裏面に貼り付けてください							
配偶者	(フリガナ) 配偶者の氏名	性別		生年月日				
	資格の認定に必要な公簿等を閲覧されることに異議ありません ⑧							
	受給者の現在の住所と異なる場合は右側に記入 ⑪							
	配偶者の令和●年1月1日の所在地が大阪市外である場合は右側に記入してください ⑫							
【職業】いづれかに「〇」(6月1日現在) 被用者・公務員・その他( ⑬ )								
配偶者の健康保険証(写し)を裏面に貼り付けてください(※※配偶者有の場合※※)								
児童	児童の氏名	生年月日	性別	続柄	生計関係	監護の有無	同居海外別居	左記の必要提出書類
	⑭				同一・維持	有・無	同居海外別居	⇒同居は提出書類なし ⇒海外留学申立書を提出 ⇒別居監護申立書を提出
					同一・維持	有・無	同居海外別居	⇒同居は提出書類なし ⇒海外留学申立書を提出 ⇒別居監護申立書を提出
					同一・維持	有・無	同居海外別居	⇒同居は提出書類なし ⇒海外留学申立書を提出 ⇒別居監護申立書を提出
					同一・維持	有・無	同居海外別居	⇒同居は提出書類なし ⇒海外留学申立書を提出 ⇒別居監護申立書を提出

- ①は提出する年月日を記入してください。
- ②は日中に連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。
- ③は令和2年1月1日時点の住所が現在の住所と異なる場合に記入してください。
- ④は具体的な勤務先を記入してください。
- ⑤は配偶者がいる場合は、「有」を、いない場合は、「無」を○で囲んでください。
- ⑥は加入している年金の情報を右側の1～4で選んでください。
- ⑦は加入されている年金の種類を表示しています。変更がある場合は朱書き訂正してください。受給者が厚生年金・共済組合に加入している場合は被用(※1)、それ以外の場合は、非被用と表示しています。
- ⑧は⑤の配偶者が、「有」の場合は、⑧～⑬まで記入してください。
- ⑭受給者からみた児童の氏名及び続柄を記入してください。  
例) 子、甥、姪、孫など  
なお、平成14年4月2日以降に生まれた児童を全員記入してください。また、あらかじめ印字している性別は、双子など、生年月日が同一の場合は、氏名を五十音順にした場合の性別となっておりますのでご了承ください。

◆「生計関係」欄：受給者自身の子どもで、生計を同じくしている場合は「同一」、受給者自身の子どもでなく、受給者が生活費の大半を支出している場合は「維持」と表示しています。  
 ◆「監護の有無」欄：受給者が子どもを養育している場合は「有」、養育していない場合は「無」と表示しています。  
 ◆「同居・海外・別居」欄：別居の場合は、「別居中の児童の住所」に記入のうえ、別居監護の申立書を提出してください。また、別居監護申立書には児童のマイナンバーの記入が必要です。 ※表示内容に誤り、変更がある場合は、朱書き訂正のうえ提出してください。

**【用語解説】**  
 (※1) 被 用 者…民間企業や官公庁に雇用されており、厚生年金又は共済組合に加入されている方

児童手当の返還金について  
 過払いとなった児童手当が発生した場合、児童手当法13条の規定により、支払調整を行うことがあります。  
 支払調整…支給される児童手当を返還金へ充てること  
 例) 所得更正により支給額が変更となった場合  
 転出(出国)にともなう消滅や減額手続きがなかった場合

児童手当については、所得制限が設けられており、所得制限限度額以上の場合は、児童1人あたり月額5千円が特例給付として支給されます。  
 ◆所得制限限度額表( )は、収入額の目安です。

扶養人数	所得額
0人	622万円(833.3万円)
1人	660万円(875.6万円)
2人	698万円(917.8万円)
3人	736万円(960.0万円)

扶養人数4人以降、1人増すごとに38万円増